

議 案 第 34 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児の均等割保険料を減額するとともに、産科医療補償制度の加入掛金の見直しを踏まえた健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の基本額を増額するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第12条の3中「第19条第1項」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の2中「第19条第2項」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に掲げる場合を除く）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4

の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料額から、第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第6条第1項の改正規定及び次項の規定は令和4年1月1日から、その他の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。